

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(7)

目次

規則

○富山県美術館条例施行規則	1
○富山県水墨美術館条例施行規則	8
○富山県立山博物館条例施行規則	14

訓令

○富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程	21
○富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程	22
○富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程	

規則

富山県美術館条例施行規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第31号

富山県美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、富山県美術館（以下「美術館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入室時間)

第2条 美術館の展示室に入室できる時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(特別観覧)

第3条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」と

いう。)は、美術品について模写、模造、撮影等をしようとする日(次項において「観覧希望日」という。)の7日前までに、富山県美術館特別観覧許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可をしたときは、観覧希望日の前日までに、富山県美術館特別観覧許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(観覧料の免除)

第4条 条例第12条の規定により常設展示観覧料又は企画展示観覧料(以下この条において「観覧料」という。)の全部又は一部を免除することができる場合及びその場合における免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表第1の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、展示室において展示している美術品又は特別に展示している美術品(以下この項において「常設展示等」という。)を観覧する場合 観覧料の全額
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。以下この項において同じ。)が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (6) 70歳以上の者が展示室において展示している美術品を観覧する場合 常設展示観覧料の全額

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が必要と認める額

2 前項第1号又は第2号に掲げる場合における観覧料の免除は富山県美術館観覧料免除申請書(様式第3号)を知事に提出することにより、同項第3号から第5号までに掲げる場合における観覧料の免除は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第6号に掲げる場合における常設展示観覧料の免除は同号に該当することを証するに足り書類の確認により、同項第7号に掲げる場合における観覧料の免除は別に定めるところにより行うものとする。
(駐車場を使用できる自動車)

第5条 美術館の駐車場を使用することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車(積載物又は取付物を含めて、長さ5メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.3メートル以下のものに限る。)とする。
(施設等の汚損又は損傷の届出)

第6条 美術館に入館した者又は附帯施設を利用している者は、美術館及び附帯施設の施設及び設備、美術品又は美術資料を汚損し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。
(富山県美術館運営委員会)

第7条 富山県美術館運営委員会(以下「委員会」という。)は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

-
- 2 この規則の施行の際富山県美術館条例施行規則を廃止する規則（令和2年富山県教育委員会規則第3号）による廃止前の富山県美術館条例施行規則（昭和56年富山県教育委員会規則第5号）（以下「旧規則」という。）第3条の規定により富山県教育委員会がした許可で現に効力を有するもの又はこの規則の施行前に旧規則第3条の規定により富山県教育委員会に対してされた許可の申請については、この規則の第3条の規定により知事がした許可又は知事に対してされた許可の申請とみなす。
-

様式第1号 (第3条関係)

富山県美術館特別観覧許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり特別観覧をしたいので申請します。

題名	作者	点数
観覧希望日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
観覧の方法	模写 模造 撮影 熟覧	
観覧の目的		
備考		

様式第2号 (第3条関係)

富山県美術館特別観覧許可書

年 月 日

殿

富山県知事

年 月 日付けで申請のあった特別観覧について、次のとおり許可します。

題名	作者	点数
観覧日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
観覧の方法	模写 模造 撮影 熟覧	
観覧の目的		
備考		

様式第3号（第4条関係）

富山県美術館観覧料免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名（団体名）

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号

担当者氏名

富山県美術館条例第12条の規定により、次のとおり観覧料の免除を受けたいので申請します。

観覧日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職			氏名	
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他（ ）	人	
観覧目的					
※免除する額	常設展示	円			
	企画展示	円			

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

富山県水墨美術館条例施行規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第32号

富山県水墨美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、富山県水墨美術館（以下「美術館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入室時間)

第2条 美術館の常設展示室及び企画展示室に入室できる時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(特別観覧)

第3条 条例第10条第1項の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、美術品について模写、模造、撮影等をしようとする日（次項において「観覧希望日」という。）の7日前までに、富山県水墨美術館特別観覧承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、観覧希望日の前日までに、富山県水墨美術館特別観覧承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(観覧料の減免)

第4条 条例第12条の規定により常設展示観覧料又は企画展示観覧料（以下この条において「観覧料」という。）を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例別表の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく

- 教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示室において展示している美術品又は企画展示室において特別に展示している美術品（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 観覧料の全額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者1人につき1人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (6) 70歳以上の者が常設展示室において展示している美術品を観覧する場合 常設展示観覧料の全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる場合における観覧料の減免は富山県水墨美術館観覧料減免申請書（様式第3号）を知事に提出することにより、同項第3号から第5号までに掲げる場合における観覧料の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第6号に掲げる場合における常設展示観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第7号に掲げる場合における観覧料の減免は別に定めるところにより行うものとする。

（施設等の汚損又は損傷の届出）

第5条 美術館に入館した者は、施設、設備又は美術品を汚損し、又は損傷したと

きは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。

(富山県水墨美術館運営委員会)

第6条 富山県水墨美術館運営委員会（以下この条において「委員会」という。）

は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際富山県水墨美術館条例施行規則を廃止する規則（令和2年富山県教育委員会規則第4号）による廃止前の富山県水墨美術館条例施行規則（平成10年富山県教育委員会規則第7号）（以下「旧規則」という。）第3条の規定により富山県教育委員会がした承認で現に効力を有するもの又はこの規則の施行前に旧規則第3条の規定により富山県教育委員会に対してされた承認の申請については、この規則の第3条の規定により知事がした承認又は知事に対してされた承認の申請とみなす。

様式第1号（第3条関係）

富山県水墨美術館特別観覧承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所
氏名

次のとおり特別観覧をしたいので申請します。

題名	作者	点数
観覧希望日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
観覧の方法	模写 模造 撮影 熟覧	
観覧の目的		
備考		

様式第2号（第3条関係）

富山県水墨美術館特別観覧承認書

年 月 日

殿

富山県知事

年 月 日付けで申請のあった特別観覧について、次のとおり承認します。

題名	作者	点数
観覧日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
観覧の方法	模写 模造 撮影 熟覧	
観覧の目的		
備考		

様式第3号（第4条関係）

富山県水墨美術館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名（団体名）

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号

担当者氏名

富山県水墨美術館条例第12条の規定により、次のとおり観覧料の減免を受けた
いので申請します。

観覧日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職			氏名	
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ()	人	
観覧目的					
※減免する額	常設展示	円			
	企画展示	円			

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

富山県立山博物館条例施行規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第33号

富山県立山博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、富山県立山博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立山風土記の丘施設)

第2条 条例第4条第5号の立山風土記の丘施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 布橋
- (2) 嬬^{うば}堂基壇
- (3) 嶋家住宅
- (4) 有馬家住宅
- (5) かもしか園

(入館時間)

第3条 博物館に入館できる時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の承認申請)

第4条 条例第10条第1項の規定により施設の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山県立山博物館施設利用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第4条に掲げる展示館、遙望館及びまんだら遊苑^{まんだら}において展示している資料を観覧しようとする者は、観覧料と引換えに受ける観覧券の交付をもって、利用の承認を受けたものとみなす。

2 前項の申請書は、利用日（利用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の3月前から2週間前までの間に提出しなければならない。ただし、知事が施設の利用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請書の記載事項のうち、利用日を変更しようとする者は、利用日の5日前までに知事の承認を受けなければならない。

（利用の承認）

第5条 知事は、施設の利用を承認したときは、富山県立山博物館施設利用承認書（様式第2号）を申請者（前条第1項ただし書の規定により利用の承認を受けたものとみなされた者を除く。）に交付するものとする。

（利用時間の延長）

第6条 前条の承認書により施設の利用の承認を受けた者は、やむを得ない理由により当該利用に係る時間を超えて利用する必要があるときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（利用の拒否及び制限）

第7条 知事は、施設の利用の承認を受けた者（以下この条から第9条までにおいて「利用者」という。）が他の利用者に迷惑となる行為をするおそれがあるときは、施設の利用を拒否することができる。

2 知事は、博物館の管理上必要があると認めるときは、施設の利用を制限することができる。

（利用者の原状回復義務）

第8条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第9条 利用者は、故意又は過失により施設、附属設備又は博物館資料を汚損し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（観覧料の減免）

第10条 条例第13条の規定により観覧料を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表の1の(1)の表の備考第3項に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示又は企画展示（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 観覧料の全額
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者1人につき1人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
 - (4) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
 - (6) 70歳以上の者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる場合における観覧料の減免は富山県立山博物館観覧料減免申請書（様式第3号）を知事に提出することにより、同項第3号から第5号までに掲げる場合における観覧料の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第6号に掲げる場合における観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第7号に掲げる場合における観覧料の減免は別に定めるところにより行うものとする。

（富山県立山博物館運営委員会）

第11条 富山県立山博物館運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際富山県立山博物館条例施行規則を廃止する規則（令和2年富山県教育委員会規則第5号）による廃止前の富山県立山博物館条例施行規則（平成3年富山県教育委員会規則第3号）（以下「旧規則」という。）第5条の規定により富山県教育委員会がした承認で現に効力を有するもの又はこの規則の施行前に旧規則第5条の規定により富山県教育委員会に対してされた承認の申請については、この規則の第5条の規定により知事がした承認又は知事に対してされた承認の申請とみなす。
-

様式第1号（第4条関係）

富山県立山博物館施設利用承認申請書

富山県知事 殿

年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所 電話番号	取扱者氏名

次のとおり、富山県立山博物館の施設を利用したいので承認願います。

利用室名	利用月日	利用時間	使用料	
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
使用料総額				円
利用目的				

様式第2号（第5条関係）

富山県立山博物館施設利用承認書

年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所 電話番号	取扱者氏名

年 月 日付で申請のあった施設の利用について、次のとおり承認します。

富山県知事

利用室名	利用月日	利用時間	使用料	
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
	月 日から 月 日まで	時から 時まで	時から 時まで 円	時から 時まで 円
			使用料総額	円
利用目的				
利用条件				

様式第3号（第10条関係）

富山県立山博物館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名（団体名）

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号

担当者氏名

富山県立山博物館条例第13条の規定により、次のとおり観覧料の減免を受けた
いので申請します。

観覧日	年 月 日 ()					
観覧内容及び 観覧時間	1	展示館（常設展示）	時	分から	時	分まで
	2	展示館（企画展示）	時	分から	時	分まで
	3	遙望館 ^{ようぼう}	時	分から	時	分まで
	4	まんだら遊苑 ^{まんだら}	時	分から	時	分まで
引率責任者	職			氏名		
観覧人員	引率者	人	小学生		人	計 人
	一般	人	特別支援学校		人	
	高校生	人	小学校就学前の者		人	
	中学生	人	その他 ()		人	
観覧目的						
※減免する額	展示館（常設展示）	円	遙望館 ^{ようぼう}		円	
	展示館（企画展示）	円	まんだら遊苑 ^{まんだら}		円	

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容及び観覧時間」欄は、該当する番号を○で囲み、時間を記入すること。

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第6号

富山県水墨美術館

富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第4条第1項及び富山県職員の勤務時間に関する規程（昭和27年富山県訓令第1号）第3条の規定に基づき、富山県水墨美術館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第2条 富山県水墨美術館長（以下「館長」という。）は、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けるものとする。

(勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までは、休憩時間とする。

第4条 館長は、業務の状況により必要があると認めるときは、勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(文化振興課)

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県訓令第7号

富山県立山博物館

富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第4条第1項及び富山県職員の勤務時間に関する規程（昭和27年富山県訓令第1号）第3条の規定に基づき、富山県立山博物館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第2条 富山県立山博物館長（以下「館長」という。）は、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けるものとする。

(勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までは、休憩時間とする。

第4条 館長は、業務の状況により必要があると認めるときは、勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(文化振興課)

